

6月1日分

かかりつけ医・かかりつけ薬局の推進による服薬の適正化事業

(節薬バッグ事業) 質疑応答

区 分	質 問	回 答
同意書の説明者	「かかりつけ医・かかりつけ薬局の推進による服薬の適正化事業協力同意書」の説明者は、薬剤師でなければならないか？ (来局者の状況により薬剤師が対応できるとは限らない)	①当該協力同意書は、保険調剤ではなくあくまで、当該事業に関する同意書であること。 ②事業主体は、所沢市、同医師会、同薬剤師会、明治薬科大学による事業である事 ③所沢市長に対して(宛先)当該事業に関し、患者さんが協力同意をするもの 以上より説明者は、 <u>所沢市薬剤師会に所属する薬局の職員であれば説明者とすることができます。</u>
所沢市以外の医療機関	所沢市以外の医療機関より処方された残薬・処方箋の取扱い如何	基本的には、所沢市の医療機関と <u>同様の対応</u> です。従って、景品等も同様に交付して頂いて結構です。保険調剤上残薬に関する対応は、全国共通ですが、所沢市の事業はご存じないので、本件に関する <u>医師の方への説明と協力依頼</u> は、必要かと考えます。